

これまでの運営検討委員会意見抜粋

1. 第1回委員会委員意見

(利用料金制度)

- ・利用料金制・料金收受制度は一般的な制度であるが、これらを導入するにあたっては施設の利用等状況に応じて導入すべき施設を選び分けるべきである。
- ・対象施設を絞った検討をしないと時間的な制約から厳しい。
- ・利用料金制度によって施設の維持管理費の節約及び維持管理の質の向上など、今後どのような考え方で結論を出していくのか検討必要である。

(P F I)

- ・P F I 法は、公の施設を管理運営するにあたって、いろいろと配慮を求めており、指定管理者制度で運営するのは、もともとP F I 制度本来の使い方であると思う。
- ・建設・設計から管理運営まで定めており、指定管理期間を現在の4年や5年より長く、P F I の契約期間を考えて定めることが必要と考える。
- ・業者選定の段階でプロポーザルなど実施して選定しており、改めて指定管理者の公募行うことは制度の使い方としては少しおかしい。
- ・利用料金制度については、P F I 事業において指定管理者を指定する時までに制度を採用するか定めている。一般論としては利用料金制度が馴染む場合と給食センターなどの施設のように、そうでない場合がある。
- ・P F I 事業の民間事業者に利用許可等を含め、事業運営させるなら、指定管理者に指定しないといけないため、当然、指定を検討していくことになる。

2. 第2回委員会委員意見

(利用料金制度)

- ・減免制度について、公法的にこれを義務付けられないということは間違い。
- ・京都府下14市において宇治市のみが利用料金制を導入できていない状況は疑問。
- ・過去の報告書の公共施設の類型化で利用料金制度の可能性のある施設はおそらく導入できると思うが、宇治市で利用料金制を採用する可能性があるような施設について、他市においても利用料金制が導入されているかどうか、民間の指定管理者による運営は機能しているのか、調査した方が検討が進む。
- ・各担当課の意見はあるが公社等の指定管理者の意見もいずれ聞く必要がある。

- ・施設の設置目的以外の利用が増加する可能性とリスクがあるが、逆にそのあたりがクリアになるなら、緩和されることによってメリットとなる可能性もある。
- ・今後、人件費が高騰していく中で使用料を現行の同額程度という基準を維持し続けるのが適当かどうか考えなければいけない部分もある。
- ・他市を見ても、経営努力のインセンティブが利用料金制を採ることで高まることや管理者のノウハウの活用でサービスの向上になることがキーワード。
- ・無料の施設であっても、指定管理者の工夫で無料でなくとも良いサービスを受けたいというニーズがあるのではないか。
- ・宇治市の施設の特特殊性のようなものがあるのかどうかというのは検討する必要がある。
- ・収支が合わなくとも市民ニーズにより許容範囲と見なされる判断はあると思う。
- ・高齢者雇用の理由で利用料金制をとらないとすると高齢者団体は利益を増やすための企業努力をしなくていいということになりかねない側面もある。施設を利用料金制で経営するのかの議論は必要と思う。

(P F I)

- ・P F I 事業で利用料金制をとるためには、地方自治法上、指定管理者に指定しなければいけないのだから、技術的な部分なので選択の余地がない。
- ・指定を15年間にされるということだが、指定期間より協定期間を短期にしている例もある。